

法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会 第1回会議配布資料	3
----------------------------------	---

刑事手続等に係る犯罪被害者関係の 主な立法の経緯

刑事手続等に係る犯罪被害者関係の主な立法の経緯

(※条文番号はいずれも立法当時のもの)

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成１２年法律第７４号）

- 証人尋問の際の付添い及び遮蔽措置並びにビデオリンク方式による証人尋問の制度の創設（刑事訴訟法第１５７条の２等）
- 被害者等による心情等の意見陳述制度の創設（同法第２９２条の２）

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成１２年法律第７５号）

- 被害者等の優先傍聴に関する規定の整備（第２条）
- 被害者等による公判記録の閲覧・謄写の制度の創設（第３条）
- 刑事和解制度の創設（第４条等）

少年法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第１４２号）

- 被害者等による少年保護事件記録の閲覧・謄写の制度の創設（少年法第５条の２）
- 被害者等の申出による意見聴取の制度の創設（同法第９条の２）

犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念や施策の基本となる事項を規定

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第９５号）

- 公開の法廷における被害者特定事項の秘匿制度の創設等（刑事訴訟法第２９０条の２等）
- 被害者参加制度の創設（同法第３１６条の３等）
- 被害者等による公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「犯罪被害者等保護法」という。）第３条等）
- ※ 本改正法により、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成１２年法律第７５号）」の題名が「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に改められた。
- 損害賠償命令制度の創設（犯罪被害者等保護法第１７条等）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成２０年法律第１９号）

- 国選被害者参加弁護士制度の創設（犯罪被害者等保護法第５条等）

少年法の一部を改正する法律（平成２０年法律第７１号）

- 被害者等による少年保護事件記録の閲覧・謄写の範囲の拡大（第５条の２第１項）
- 被害者等による少年審判の傍聴制度の創設（第２２条の４等）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成２７年法律第３７号）

- 裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱いに関する規定の整備（第３３条の２）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５４号）

- 構外ビデオリンク方式による証人尋問の制度の創設（刑事訴訟法第１５７条の６第２項）
- 証人等の氏名・住居の開示に係る措置に関する規定の整備（同法第２９９条の４等）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和５年法律第２８号）

- 起訴状等における個人特定事項の秘匿措置に関する規定の整備（刑事訴訟法第２７１条の２等）

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和６年法律第１９号）

- 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設（第３０条第１項第９号）

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和７年法律第３９号）（いずれも未施行）

- ビデオリンク方式による証人尋問の制度の拡充（刑事訴訟法第１５７条の６第２項第４号）
- オンラインの方法による告訴・告発に関する規定の整備（同法第２４１条）
- ビデオリンク方式による被害者参加人等の公判期日への出席に関する規定の整備（同法第３１６条の３第５項）